企業とともに
未来につながるまち 愛荘町

愛荘町 工場立地法準則条例 制定

2026年10月1日 施行

より柔軟で
立地しやすい
環境に！

愛荘町では、企業の立地を促進し、産業の発展と地域の活性化を図るため、
工場立地法に基づく準則を定める条例を制定します。

国の準則との主な違い

愛荘町は、緑地や環境施設の基準を緩和し、
企業の立地をしやすくしています。

① 環境施設面積

工場敷地における
環境施設の面積の割合です。

国の準則	愛荘町条例
（敷地面積の）25%以上	（敷地面積の）15%以上

② 緑地面積

工場敷地内に確保する
緑地の面積の割合です。

国の準則	愛荘町条例
（敷地面積の）20%以上	（敷地面積の）10%以上

③ 重複緑地

駐車場や壁などの緑化で、
緑地面積に含まれる
重複緑地の上限の割合です。

国の準則	愛荘町条例
（緑地面積の）25%以内	（緑地面積の）50%以内

工場敷地のイメージ



面積の包含関係（イメージ）

- 敷地面積（100%）
 - 環境施設面積（15%以上）
 緑地・噴水・運動場等
 - 緑地面積（10%以上）
 樹木・芝生・花壇など
 - 重複緑地（50%以内）
 駐車場や壁などの緑化

環境施設の例（環境施設の中に緑地が含まれます）



緑地（樹木・芝生・花壇など）　噴水（水景施設など）　運動場等（屋外運動場・広場など）

重複緑地の例（緑地の中に含まれます）



駐車場の緑化　壁面の緑化